

# 旭川工業高等専門学校における建設コンサルタント選定委員会規程

制定 平成11.12.1 達第19号

改正 平成19.3.13 達第43号 平成28.5.23 達第1号

## (設置)

第1条 旭川工業高等専門学校（以下「本校」という。）に、本校における建設工事に係る調査、設計等の業務をプロポーザル方式により、建設コンサルタント等に委託しようとする場合の調査及び審議を行うため、旭川工業高等専門学校における建設コンサルタント選定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

## (定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) プロポーザル方式 建設工事に係る設計・コンサルティング業務を建設コンサルタント等に委託しようとする場合に、技術資料の提出を求め技術的に最適な者を選定する方式をいう。
- (2) 技術提案書 技術的に最適な者を選定するために提出を求める必要最小限の事項を記載した技術資料をいう。

## (任務)

第3条 委員会は、次に掲げる事項を調査及び審議する。

- (1) 技術提案書の提出を求める者の選定に関すること。
- (2) 技術提案書を特定するための評価基準に関すること。
- (3) 技術提案書の特定に関すること。

## (構成)

第4条 委員会は、次の委員をもって構成する。

- (1) 総務課長
- (2) 学生課長
- (3) 総務課課長補佐（財務担当）
- (4) 総務課財務係長
- (5) 次条に定める委員長が指名する者 若干人

2 前項第5号の委員の任期は、委員長がその都度定める。

## (委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、総務課長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

## (議事)

第6条 議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

## (委員以外の者の出席)

第7条 委員長が必要と認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

## (事務)

第6条 委員会の事務に関することは、総務課施設係において処理する。

## 附 則

この規程は、平成11年12月1日から施行する。

附 則（平成19.3.13 達第43号）

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成28.5.23 達第1号）

この規程は、平成28年5月23日から施行する。